

湖西市公式コミュニケーションキャラクター

# うなぼん デザインマニュアル

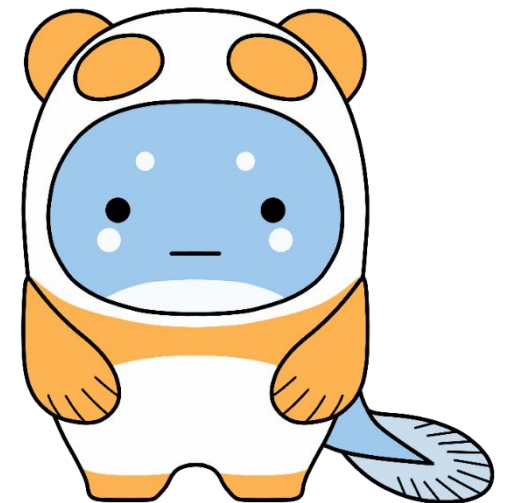
湖西市秘書広報課  
令和8年3月作成



# はじめに

うなぽんは、2022年に、湖西市市制施行50周年を記念し、市の認知度向上のために誕生しました。

うなぽんが末永く広く皆さんに愛してもらえるよう、キャラクターイメージを守って、正しくご活用いただきますようお願いいたします。



# 使用・商用使用について

うなぽんの名称およびデザインは、湖西市が商標登録しています。  
営利・非営利に関わらず、勝手にデザインなどを使うことは  
固くお断りいたします。

なお、国や地方公共団体などが使用する場合は、申請が不要となる  
場合があります。詳しくは次のページをご確認ください。

# 申請不要なケース

以下に当てはまる場合は、申請不要です。

ただし、申請不要な場合でも、独自のレイアウト等で使用する場合には、「うなぽんデザインマニュアル」を遵守し、事前に必ずメールまたは直接、使用イメージの確認を受けてください。

- 国または地方公共団体が使用する場合
- 新聞、テレビ、雑誌など報道関係機関が報道目的に使用する場合
- 報道関係機関以外（機関紙や地方広報紙など）で、  
市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- 湖西市議会議員が市のPRを目的に使用する場合

# うなぽんの使用条件(使用できる場面・使い方)

- 販売・配布用のグッズを製作する場合
- 販売・配布用グッズの告知・PRをする場合
- イベントにうなぽんが出演することを告知する場合
- 子ども向けのメッセージを発信する場合
- うなぽん自体を紹介する場合
- ファンアートや作品制作の見本として使用する場合

# うなぽんの使用条件 (使用できない場面・使い方)

- 背景や周りの画像が、うなぽんと合わないと判断した場合
- 特定の事業の周知や啓発のためのチラシなどに意味のない飾りとして、使用する場合および子ども向けでないメッセージを発信する場合
- 湖西市以外の企業や団体のキャラクターと誤認されうる使い方

# 手続きの流れ(～申請)

- ①使用条件を満たすことを確認し、簡易チェックリスト(18ページに記載)を行う。
- ②簡易チェックが問題なければ、使用申請フォームから、申請する。  
申請の際は必ず、キャラクターの使用方法やデザインが分かるようなデザイン案や企画書を添付すること。
- ③市で審査を行います。  
※審査には1～2週間程度の時間がかかります。  
修正が必要な場合やぬいぐるみなど立体物などは2週間以上時間がかかる場合がございます。



▲申請フォーム

# 手続きの流れ(～完成報告)

- ④審査後、市から使用承認(非承認)通知書を交付します。  
※使用条件に合わない場合や指示どおりに作成できない場合は非承認とする可能性があります。
- ⑤販売・発表前に完成報告フォームから完成写真を添付して報告する。  
※完成品が適正でないと認められる場合は、市から是正を求める場合があります。
- ⑥販売または発表
- ⑦完成品一式を市へご提出ください。  
※提出が難しい場合は要相談。
- ⑧市から売上報告などを求める場合があります。



▲完成フォーム

# うなぽんの基本情報

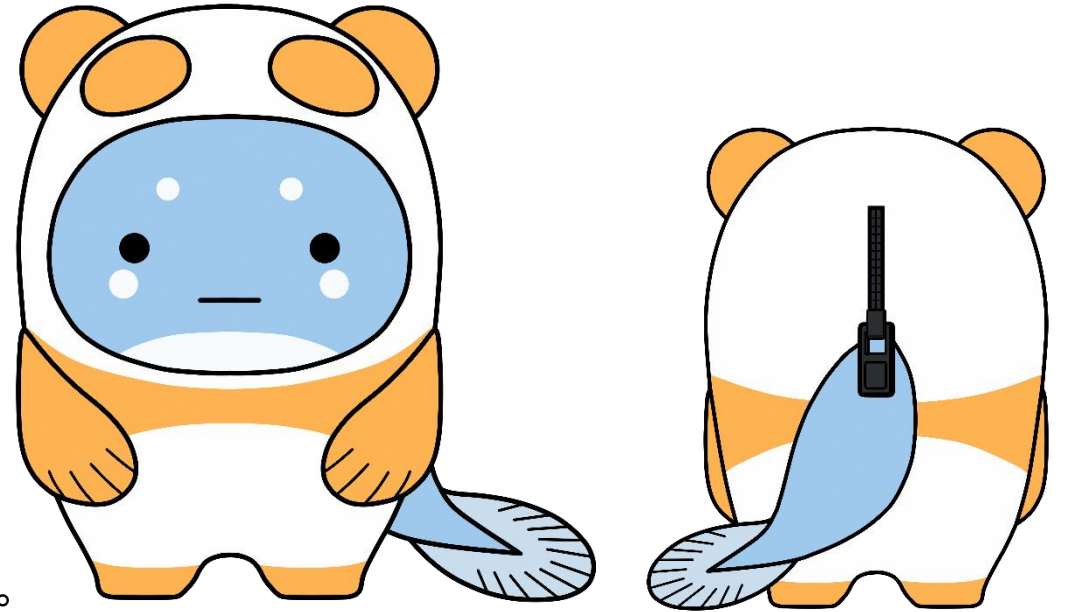
## ●プロフィール

みんなと仲良くなりたくて、人気者のパンダのふりをして浜名湖から出てきたらしい。ほんとうはうなぎ。

- ・湖西市のことを勉強中
- ・性別：不明
- ・誕生日：5月31日（こさいの日）※年齢は不明

## ●基本的な設定

- ・表情は変わらない。
- ・しゃべるのはちょっと苦手（3歳ぐらいのおしゃべり力）。
- ・「みんなと仲良くなりたい」という純粋な思いで行動している。



# うなぼんの名前等の表記ルール

うなぼんの名称およびデザインは、湖西市が商標登録しています。そのため、基本ルールを必ず守ってください。

## ●基本ルール(以下のすべてを守ってください)

- ✓ うなぼんのイラストの近くに指定フォント  
(mini-わくわく)で「**うなぼん**」の名前表記が必須。
- ✓ 「湖西市公式コミュニケーションキャラクター」の肩書、  
または「©湖西市」の著作権者表記のいずれかの表記が  
必須。※湖西市のキャラクターであることがわかりづらい  
場合は、「公式コミュニケーションキャラクター」と表記して  
ください。
- ✓ 肩書および著作権者の表記は、キャラクターイメージに  
合うよう、ゴシック体または丸ゴシック体を使用すること。
- ✓ 承認後は、承認済みであることがわかるよう、グッズに  
承認番号(例:2025-〇)を記載してください。

## 日本語表記

湖西市公式コミュニケーションキャラクター

うなぼん                      うなぼん

©湖西市

## 英語表記






KOSAI CITY, SHIZUOKA  
UNAPON

UNAPON  
©KOSAI CITY

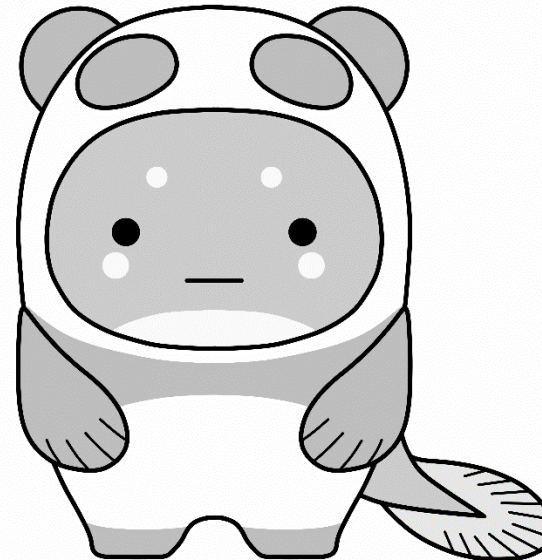
# カラーの指定

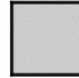




## ●フルカラー



	<b>顔・しっぽ</b> C42% M13% Y2% K0% HTMLカラーコード 9FCAEE
	<b>顔の模様</b> C5% M0% Y0% K0% HTMLカラーコード F8FCFF
	<b>パンダ部分(白)</b> C0% M0% Y0% K0% HTMLカラーコード FFFFFFFF
	<b>パンダ部分(黄)</b> C0% M40% Y71% K0% HTMLカラーコード FFB454
	<b>尾ひれ</b> C24% M9% Y5% K0% HTMLカラーコード CADEEE

## ●モノクロ



	<b>顔・しっぽ</b> C22% M18% Y17% K0% HTMLカラーコード CDCDCD
	<b>顔の模様</b> C1% M2% Y2% K0% HTMLカラーコード CDCDCD
	<b>パンダ部分(白)</b> C0% M0% Y0% K0% HTMLカラーコード FFFFFFFF
	<b>パンダ部分(黄)</b> C29% M23% Y22% K0% HTMLカラーコード BFBFBF
	<b>尾ひれ</b> C10% M9% Y9% K0% HTMLカラーコード E8E8E8

※原則、カラーコードに対応できない場合は不可  
ただし、パステルカラーなどイメージを壊さないと判断した場合は、使用を認める。  
指定色以外の使用を希望する場合は、事前にご相談ください。

# 立体物およびカラーコードが使えない 布製品などの作成について

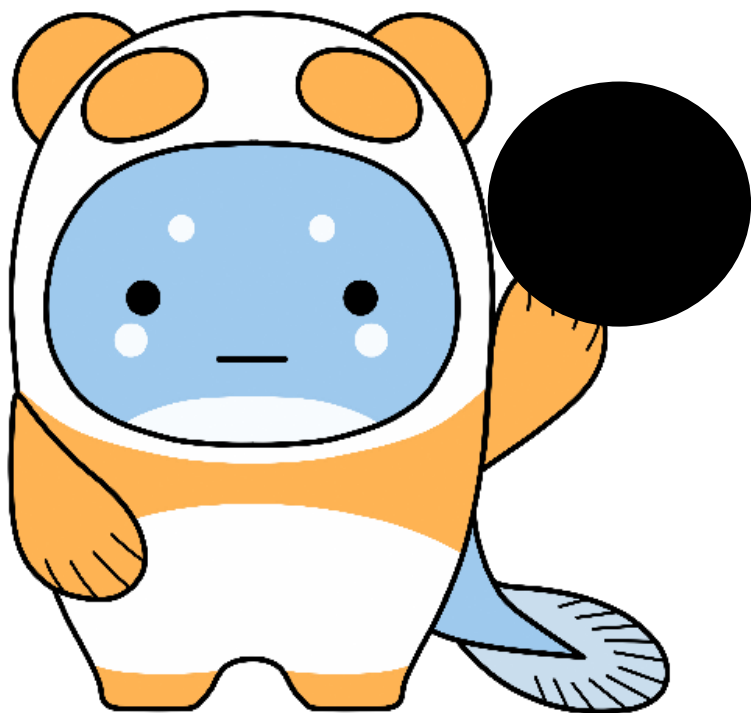
- ぬいぐるみなどの立体物やカラーコードの指定ができない  
布製品などを作成する場合、事前に実物(サンプル品など)の  
確認が必要です。必ず、ご持参(郵送の場合、申請者負担)ください。

# デザイン上の禁止事項

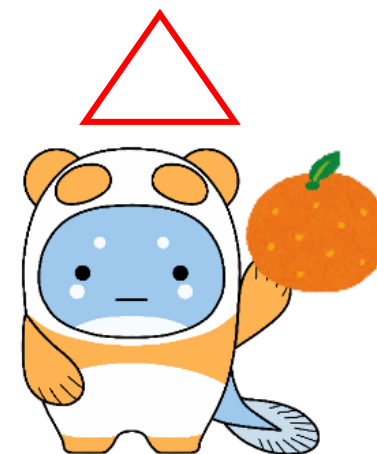
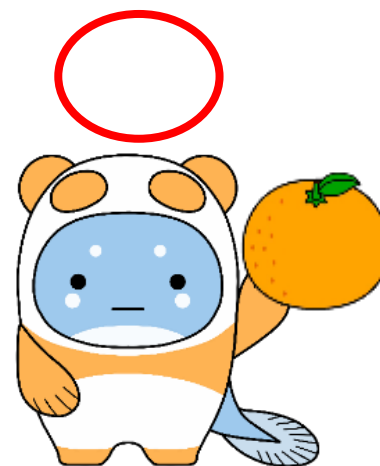
✕	✕	✕	✕
			
変形は不可	うなぽんが見えにくい 背景は不可	うなぽんの上に文字要素を載せるのは不可	着色部分を黒く塗りつぶすのは不可 モノクロのカラーコードまたは線画を使用

# モチーフとの組み合わせルール

デザインパターンによっては  
手に物を持たせることができます



デザインの統一感のため、組み合わせるモチーフは、  
主線の色や太さなどをキャラクターと  
統一することを推奨



キャラクターイメージを壊すような物を持たせることはできません。  
NG例)刃物やたばこ、お酒など3歳程度の子どもが1人で持たないもの

# 吹き出しのルール

## ●基本ルール

- ✓ 3歳児程度のおしゃべり能力のため、難しい表現や漢字は使用不可。
- ✓ のんびりした性格のため、語感が強くなるような「!」やギザギザ吹き出しは不可。
- ✓ 直接吹き出しを使わない場合も、うなぽんの近くに文字があって、しゃべっているように見える場合は同様のルールとする。

○  
あそびにきてね



✕  
遊びに来てね



漢字は不可

✕  
ぜひ  
おこしてください



3歳児が使わないような  
言葉遣いは不可

✕  
まってるよ!



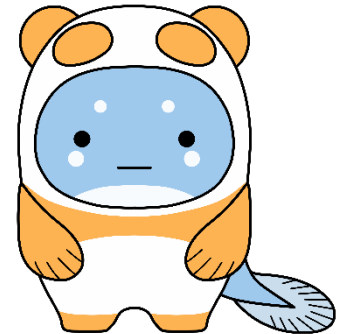
「!」は不可

✕  
遊びに来てね!  
まってるよ!



吹き出しが無くても  
近くに文字がありしゃ  
べっているように見える  
場合は同様のルール

✕  
がんば  
ろう



語感が強く見えるため、  
ギザギザ吹き出しは不可

# 看板のルール

デザインパターンNo.11は、看板などを持たせることができます

○案内文を入れる



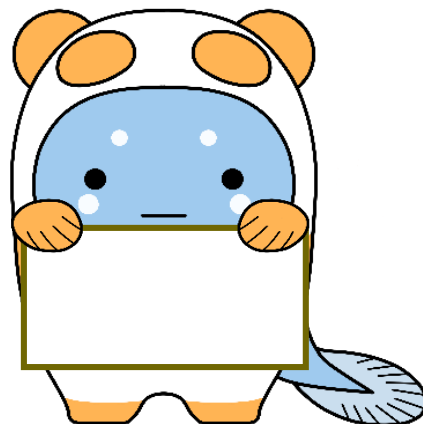
○ロゴマークなどを入れる



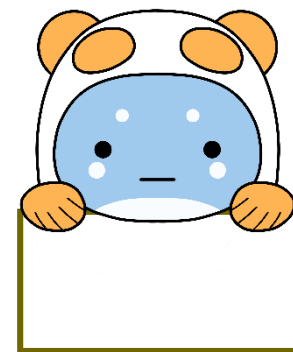
※いずれも、必ず看板内容の審査を受けてください。

## 禁止事項

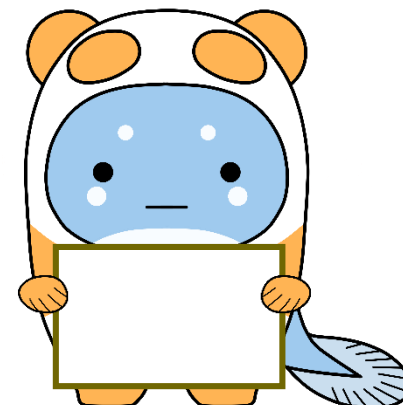
✗ あごの白い模様を完全に隠す使い方は不可  
(顔のイメージが変わってしまうため)



✗ あごを看板の前に出さない。



✗ 看板の上部以外を持たせない。



# イラストデザイン・うなぽん紹介記事

イベント出演告知や子ども向けでないチラシなどであっても、うなぽん自体を紹介する記事であればデザイン使用が可能です。

うなぽん紹介記事の例を紹介します。

デザイン一覧【別資料】をご確認ください。

# 添付書類について

- 企画・デザインラフ案  
→様式は自由ですが、必ず使用イメージ・デザインが分かる書類を添付してください。
- 簡易チェックリストの添付  
→使用目的やデザイン案がマニュアルに沿っているか、申請前にご自身で確認・チェックのうえ、WordまたはPDFでフォームに添付ください。

# Q&A①

- デザイン案を作成するため、うなぼんの画像データが欲しい。  
⇒ウェブサイト上のサンプルデータを活用してデザインを作成してください。  
承認後、必要に応じてうなぼん画像データをお送りしますので、お申し出ください。
- グッズを作る際に、デザインの生地や色ごとの申請が必要か？  
⇒キャラクターの使用申請は商品・デザインごとに必要です。  
ただし、背景色は異なるが使用するデザインが同一である場合など、  
再申請が不要なケースもございます。
- 承認を受けたが、申請時に提出したデザインから変更したい。変更してよいか？  
⇒うなぼん自体のデザインやうなぼんに関係するデザイン(ふきだし・うなぼんが持っているものなど)を  
変更する場合は、再度申請・承認が必要です。  
なお、うなぼんに関係しない商品名や素材の変更などは申請不要です。  
ただし、完成報告時に変更した旨を報告してください。

## Q&A②

- デザインの使用料はかかりますか？  
⇒うなぽんのデザインは、当分の間、無償でお使いいただけます。
- グッズを作った場合、市役所などで販売してもらうことはできるか？  
⇒市役所などでの販売はできません。
- 事業者オリジナルで新たなうなぽんデザインを作りたい  
⇒新たなデザインの作成はお受けしていません。  
ただし、デザインによっては、うなぽんの手に物を持たせるなど、変更が可能です。ご検討ください。

## Q&A③

- 市からPRしてほしい

⇒ご希望に応じて市ウェブサイトへの掲載が可能です。  
完成報告フォームにて、ご希望をお聞かせください。

- チラシやPOPは自由に作成していい？

⇒チラシやPOPに関しても必ずデザインマニュアルに沿って  
ご活用いただき、公表前にチラシ案やPOPの写真を  
直接またはメールにてお送りください。

# 問い合わせ先

静岡県湖西市吉美3268

湖西市 秘書広報課 広報係 うなぽん担当

☎053-576-4541

✉public@city.kosai.lg.jp

<お願い>

うなぽんの運営は少ない人数で行っています。

デザイン等の打ち合わせを希望する場合は、

恐れ入りますが、電話またはメールにて事前にご連絡をお願いいたします。